

船橋市子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」(以下「ふなっこナビ」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ふなっこナビの管理者)

第2条 ふなっこナビの運用は、健康福祉局こども家庭部こども政策課が所管する。

2 ふなっこナビは、船橋市ホームページ(以下「ホームページ」という。)のCMS(コンテンツ・マネージメント・システムをいう。)を共用するものとし、その管理は、市長公室広報課が所管する。

(ふなっこナビの機能)

第3条 ふなっこナビは、「子育てガイド」(ホームページを効率よく検索する機能をいう。)、
「子育て施設」(市内の子育て支援関係施設を検索する機能をいう。)、及び「イベント情報」
(市内で開催される子育て家庭向けのイベントを検索する機能をいう。)を有するものとする。

(ふなっこナビの作成及び管理)

第4条 ふなっこナビのトップページ及び中間ページに掲載する情報は、こども政策課が管理する。

2 「イベント情報」の各イベント詳細ページ及び「子育て施設」の各施設詳細ページについては、各担当課で作成する。

3 その他ふなっこナビの作成及び管理に関する事項については、船橋市ホームページ運用基準の例による。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。